

令和５年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 市は、婚姻に伴う経済的負担の軽減及び市内経済の活性化に資することを目的として、令和５年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象期間 令和５年４月１日から令和６年３月31日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和５年４月１日から令和６年３月31日までの期間中に婚姻届を提出し、婚姻届を受理された世帯で、夫婦のいずれも婚姻前後に本市に住所を有し、補助金を申請するときまで引き続き本市に住所を有している世帯をいう。
- (3) 市内事業者 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。

（補助対象世帯）

第３条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次に掲げる要件の全てを満たす世帯とする。

- (1) 新婚世帯であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦共に市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 夫婦共に十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第２条第３号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものに要した経費のうち、補助対象期間内において市内事業者に支払ったものに限る。

- (1) 結婚式
- (2) 披露宴
- (3) フォトウェディング
- (4) 飲食店等で実施した結婚記念パーティー
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の回数は、同一年度内において1世帯につき1回限りとする。
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、30万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 夫婦の住民票の写し
- (4) 補助対象経費に係る費用の領収書等の写し等支出を証する書類
- (5) 市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (6) 債権者登録申請書（様式第3号。登録済みの場合を除く。）
- (7) 十和田市による本事業の実施に係るアンケート
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第3号又は第5号に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定した場合にあっては 補助金の額を確定し、令和5年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、令和5年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、令和5年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和5年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金返還命令書（様式第7号）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 補助金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき 市長が定める額

（報告、実地調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に報告を求め、又は
現地調査等を行うことができる。

（調査への協力）

第11条 申請者は、補助金の交付及び返還等に関し、市長が必要な調査等を行う
場合には、これに協力しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。